

令和5年度 第3回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和5年10月20日（金）
午前10時から午前11時30分まで
場所 へきなん福祉センターあいくる
2階 デイルーム

1 あいさつ

2 議題

(1) へきなん障害者ハーモニープランの計画案について

(2) 各作業部会の取組状況について

3 その他

【令和5年度の日程】

- ・第4回：令和6年2月28日（水）午前10時から
へきなん福祉センターあいくる 2階 デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (4) 障害者の就労支援に関する事。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

へきなん障害者ハーモニープラン 計画案

令和5年10月

碧 南 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 近年の障害福祉の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
第2章 障害者を取り巻く現状.....	6
1 碧南市全体の状況.....	6
2 障害者の状況.....	7
3 療育・就学等の状況.....	13
4 前回計画の目標の達成状況.....	15
5 障害福祉サービス等の提供状況.....	20
6 ヒアリング調査結果.....	27
第3章 成果目標の設定.....	30
1 国の成果指標.....	30
2 本市の成果目標.....	32
第4章 活動指標の設定.....	38
1 障害福祉サービスの活動指標.....	38
2 障害児通所支援事業等の活動指標.....	56
3 地域生活支援事業等の活動指標.....	60
第5章 計画の推進体制.....	69
1 計画の推進体制.....	69
2 計画の進捗管理.....	69
資料編.....	69
1 碧南市地域自立支援協議会 委員名簿.....	70
2 碧南市地域自立支援協議会設置規程.....	71
3 へきなん障害者ハーモニープラン策定の経緯.....	72
4 用語解説.....	73

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成26年に国連において採択された「障害者権利条約」を批准し、その後、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正・施行、「障害者差別解消法」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等の法整備が進められ、障害者が安心して、生きがいをもって暮らすための環境が整えられています。

令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

碧南市（以下、「本市」という）では、平成24年に「碧南市障害者計画」と「碧南市障害福祉計画」を一体とした「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定し、その後改定をすすめ、令和3年3月には、「碧南市障害者計画」「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の見直しを行い、基本理念を「互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん」と掲げ、障害のある人の地域での自立と社会参加の実現を目指して、障害福祉施策を推進してきました。

このたび、「第6期碧南市障害福祉計画」及び「第2期碧南市障害児福祉計画」が令和5年度に計画期間が終了することから、令和6年度を初年度とする、「第7期碧南市障害福祉計画」及び「第3期碧南市障害児福祉計画」を一体とした「へきなん障害者ハーモニープラン」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 近年の障害福祉の動き

- 令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられ、方向性に「社会情勢の変化」が追記されました。また、「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ向上に向けた新技術の利活用、障害のある女性、子ども及び高齢者等への配慮等が追記されています。

■障害福祉に関する近年の動き

年	法律等	内容等
平成26年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成28年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進を位置づけ
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
平成30年	障害者基本計画（第4次）の策定	当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援の位置づけ
	障害者文化芸術推進法の施行	文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進を位置づけ
	ユニバーサル社会実現推進法の施行	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的な推進を位置づけ
令和元年	障害者雇用促進法の改正	障害者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等
	読書バリアフリー法の施行	国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を規定
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	国や地方公共団体が医療的ケア児の支援を行う責務を負う
	障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布	事業者に対して社会的障壁の除去に必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行	障害者本人が、障害の種類や程度に応じて情報を取得する手段を選択できる他に、情報を発信する際もその手段を選択できる基本理念を明記

- 愛知県においては、令和3年3月に「第4期愛知県障害者計画」「第6期愛知県障害福祉計画」及び「第2期愛知県障害児福祉計画」を一体化した「あいち障害者福祉プラン 2021－2026」を策定しています。

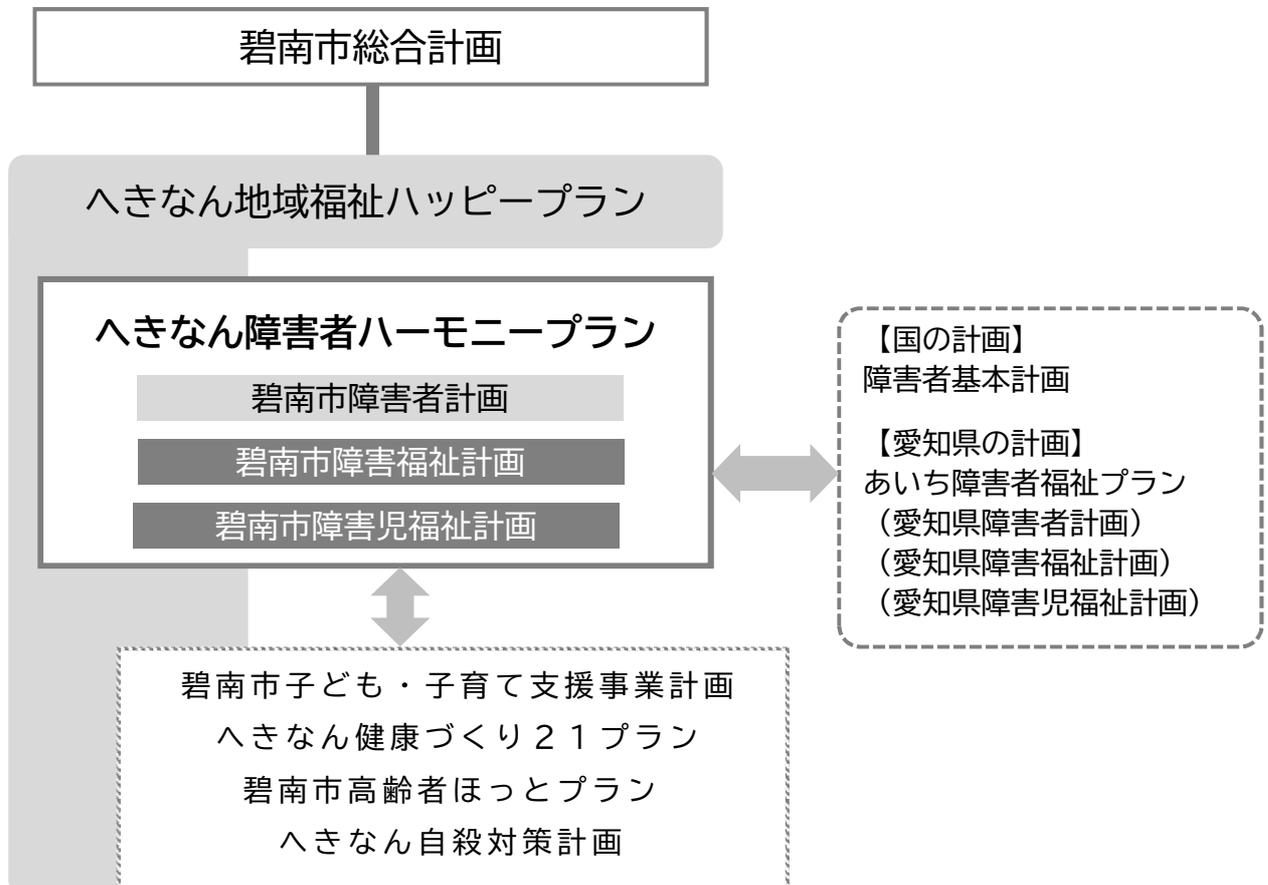
■あいち障害者福祉プラン 2021－2026 の基本的考え方

- 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- 2 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）
- 3 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）
- 4 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- 5 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- 6 グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- 7 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- 8 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- 9 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

3 計画の位置づけ

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。障害者のための施策に関する基本的な事項を定めます。【計画期間：令和3年～8年度】
- 「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。【今回策定】
- 「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。【今回策定】
- 「本計画」は、上位計画である「碧南市総合計画」や「へきなん地域福祉ハッピープラン（碧南市地域福祉計画）」「第3期碧南市障害者計画」、その他市の関連計画との整合を図ります。また、国の「障害者基本計画」並びに愛知県の「あいち障害者福祉プラン」とも整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性



4 計画の期間

- 「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の計画期間は3年とします。

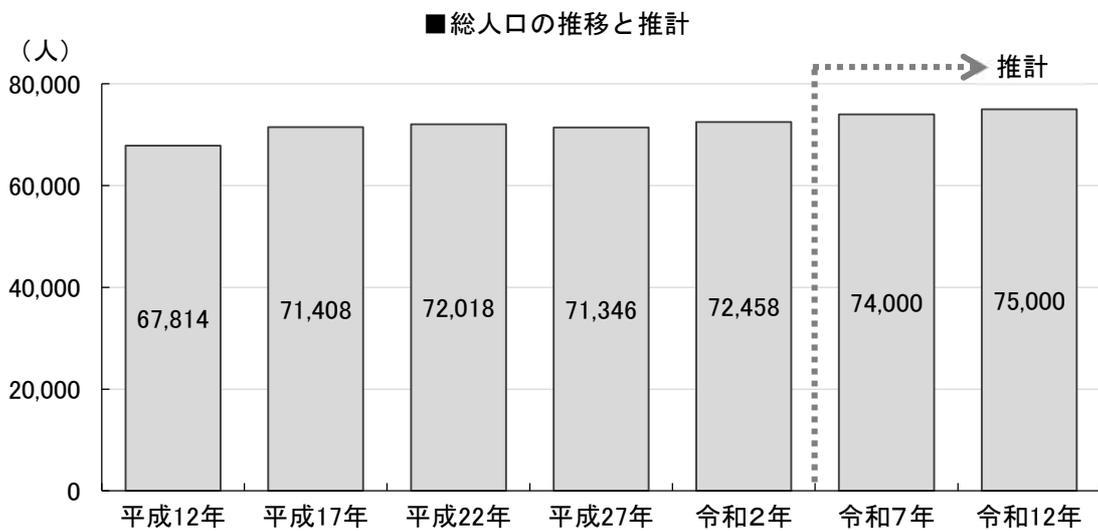
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
碧南市障害福祉計画				第7期					
碧南市障害児福祉計画				第3期					
碧南市障害者計画	第3期								
碧南市総合計画	第6次								
へきなん地域福祉 ハッピープラン	第3次								

第2章 障害者を取り巻く現状

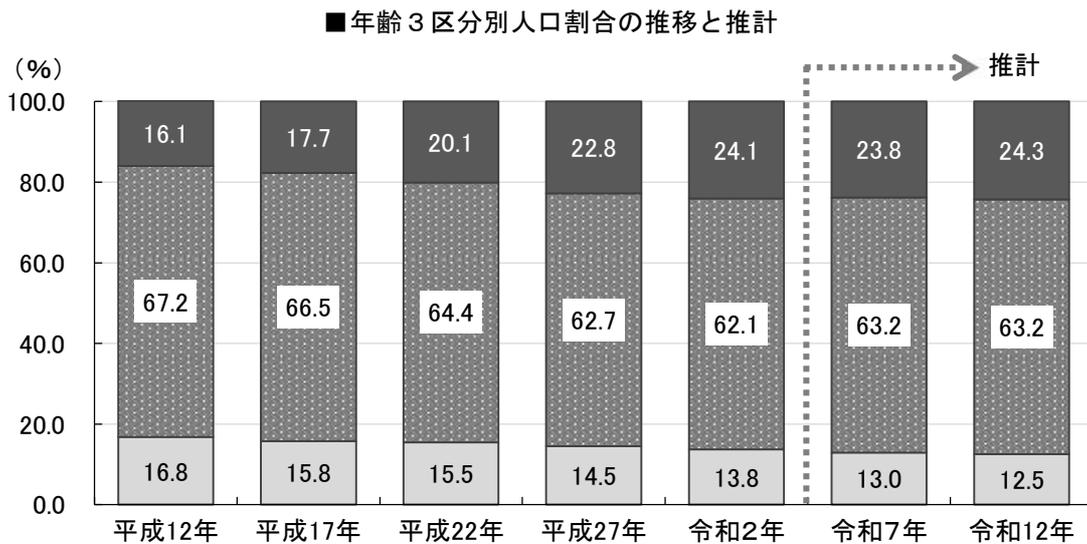
1 碧南市全体の状況

本市の総人口は、平成22年までは増加していましたが、平成27年では減少に転じ、その後令和2年には再び増加しています。今後は、若者や外国人などを中心に増加していることを踏まえ、総人口の増加を見込んでいます。

年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満の人口割合が減少、65歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。



資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 経営企画課



□ 15歳未満 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上

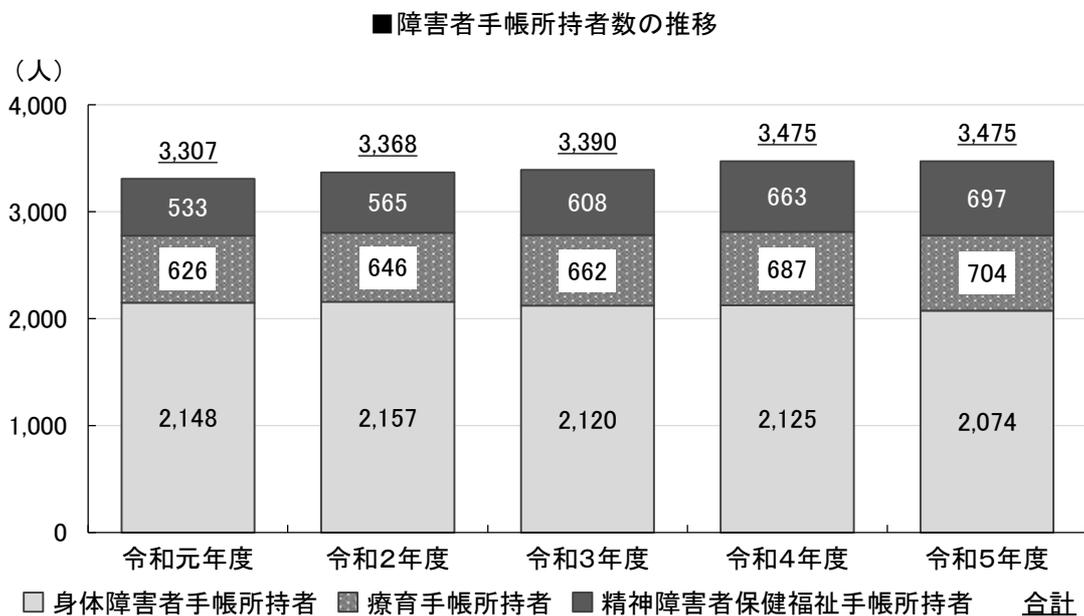
資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 経営企画課

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は2,074人、療育手帳所持者数は704人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は697人となっています。

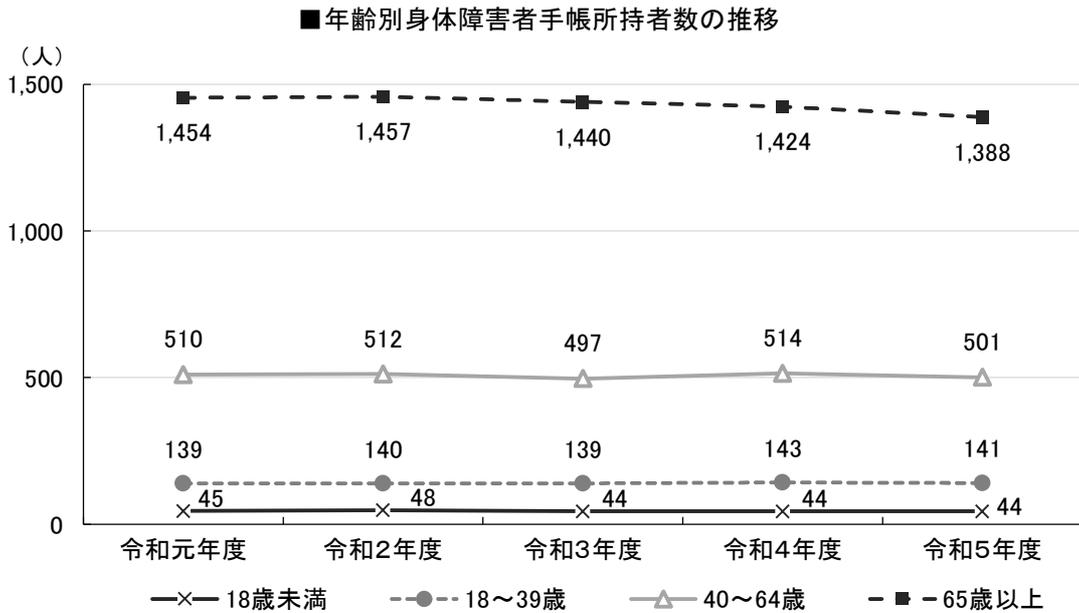
令和元年度から令和5年度の推移をみると、全体では増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は年度により数値にばらつきがありますが、令和元年度より微減しています。また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。



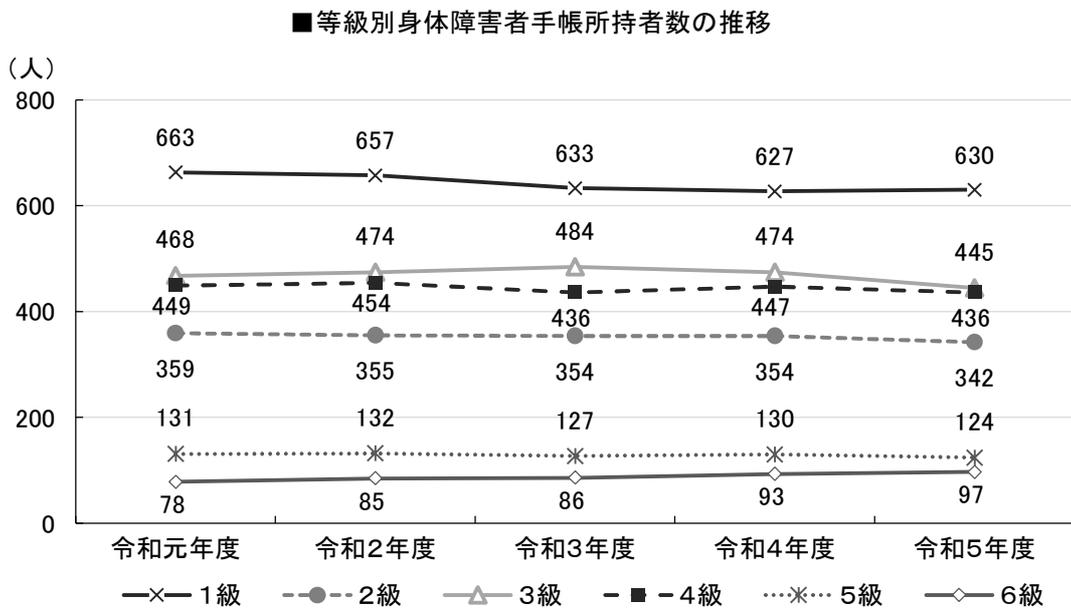
(2) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では65歳以上が最も多く、次いで40～64歳となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、65歳以上では減少傾向となっています。

等級別では、最重度である1級が最も多く、次いで3級、4級となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、1級でやや減少傾向、6級で増加傾向となっています。



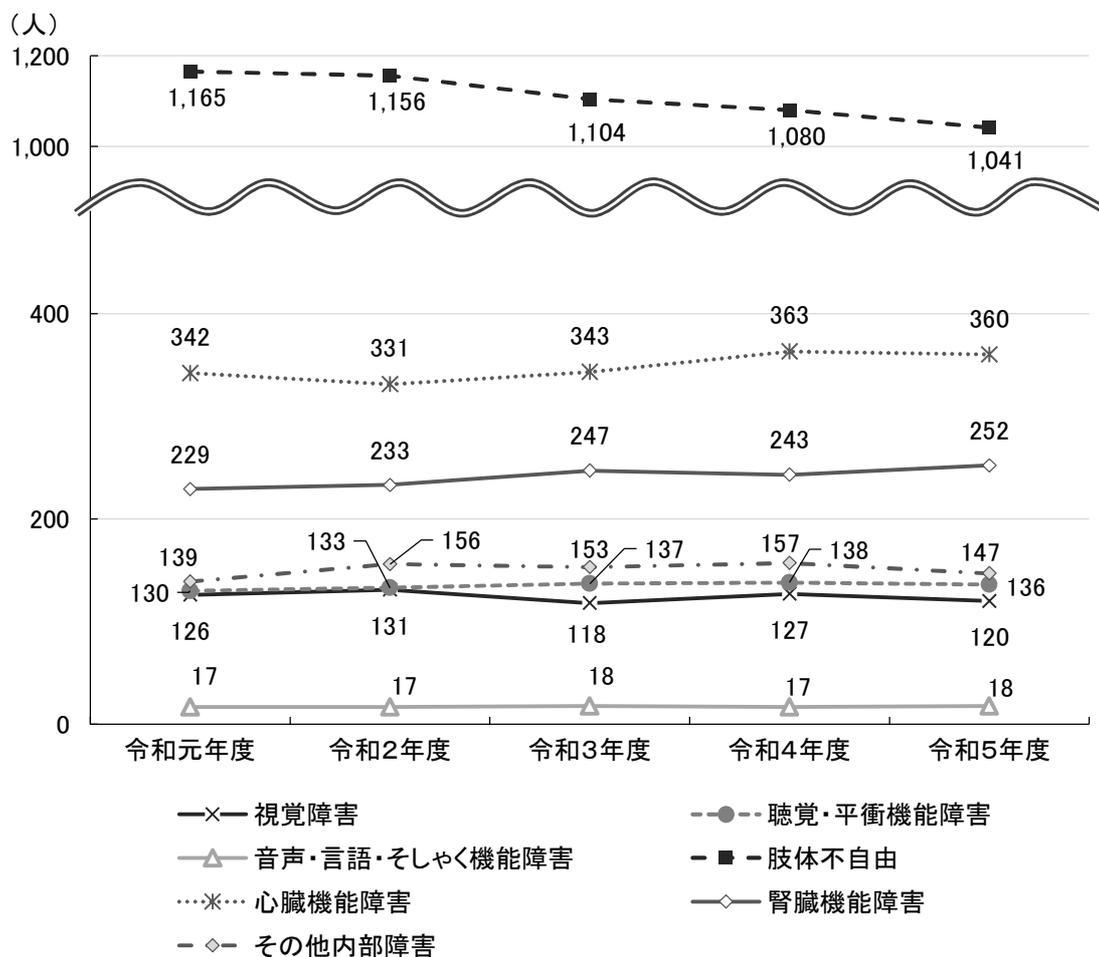
資料：福祉課（各年度4月1日）



資料：福祉課（各年度4月1日）

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで心臓機能障害、腎臓機能障害となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、心臓機能障害、腎臓機能障害でやや増加傾向、肢体不自由で減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



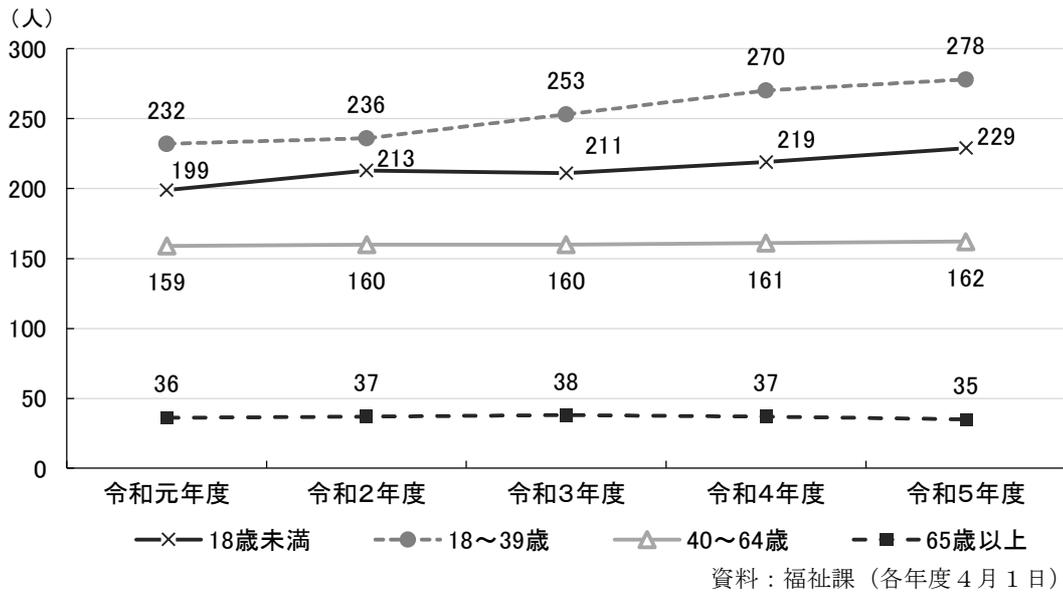
資料：福祉課（各年度4月1日）

(3) 療育手帳所持者数

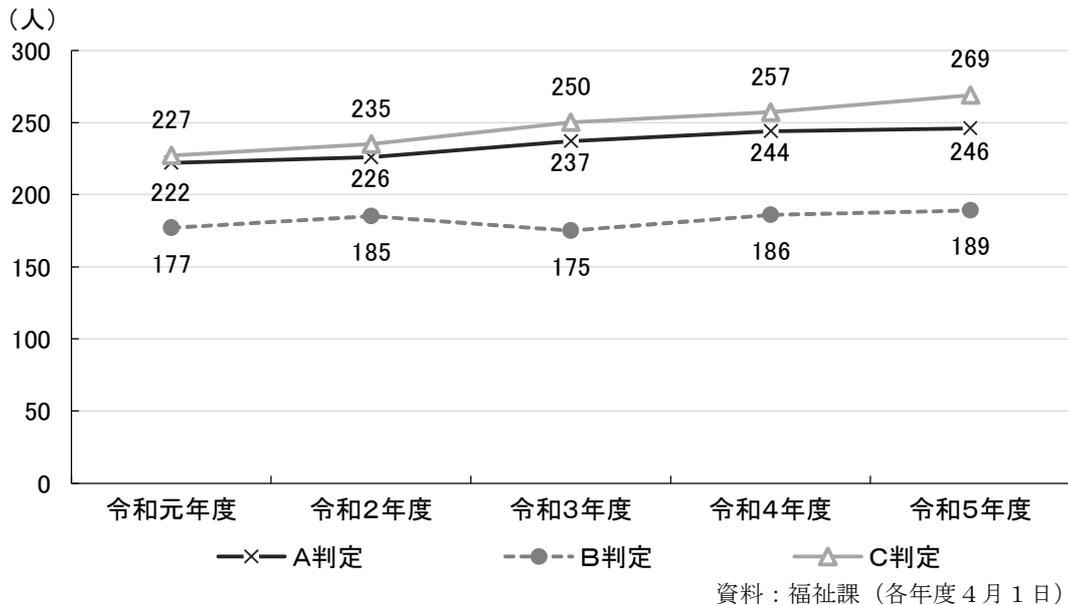
療育手帳所持者数は、年齢別では18～39歳が最も多く、次いで18歳未満となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、18歳未満、18～39歳で増加傾向となっています。

等級別では、軽度であるC判定が最も多く、次いで重度であるA判定が多くなっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、全ての等級で増加傾向となっています。

■ 年齢別療育手帳所持者数の推移



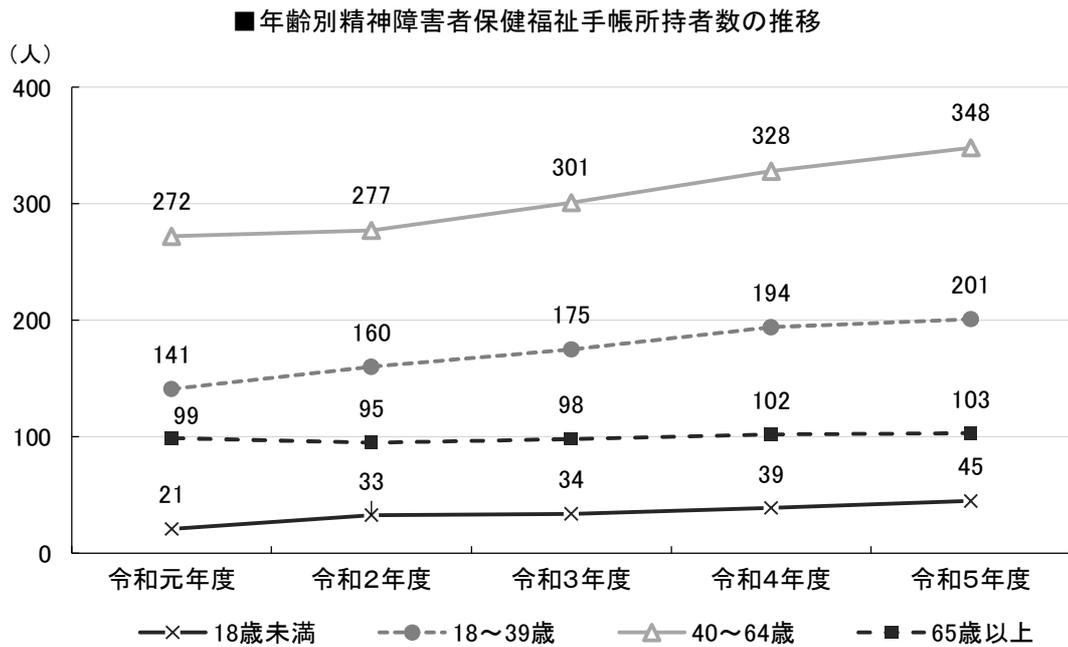
■ 等級別療育手帳所持者数の推移



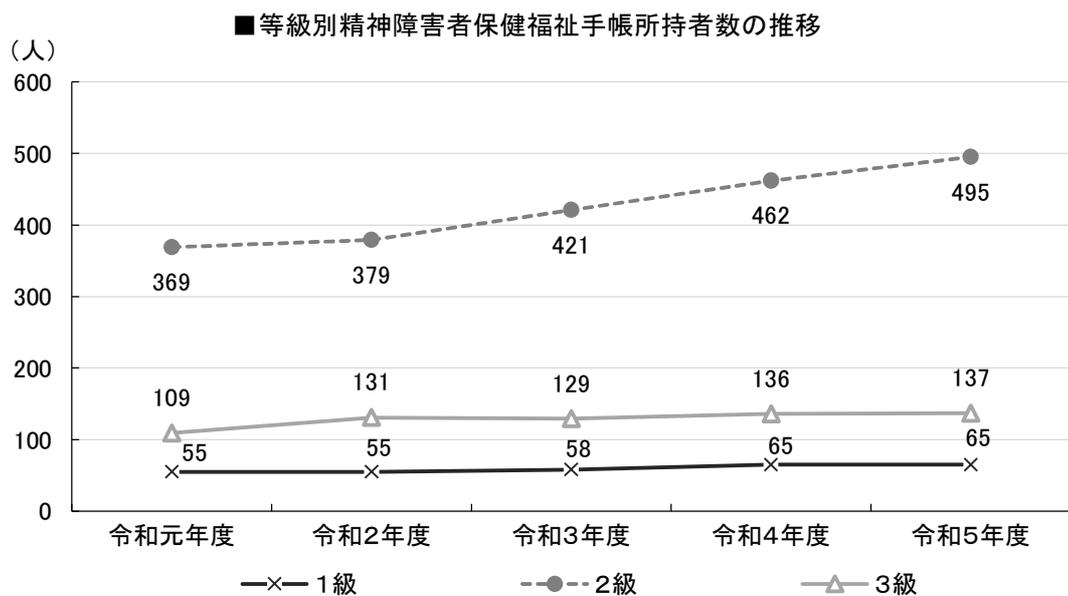
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年齢別では40～64歳が最も多く、次いで18～39歳となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、すべての年齢層で増加しており、特に40～64歳で大きく増加しています。

等級別では、2級が最も多く、次いで3級となっています。令和元年度から令和5年度の推移をみると、2級で増加傾向となっています。



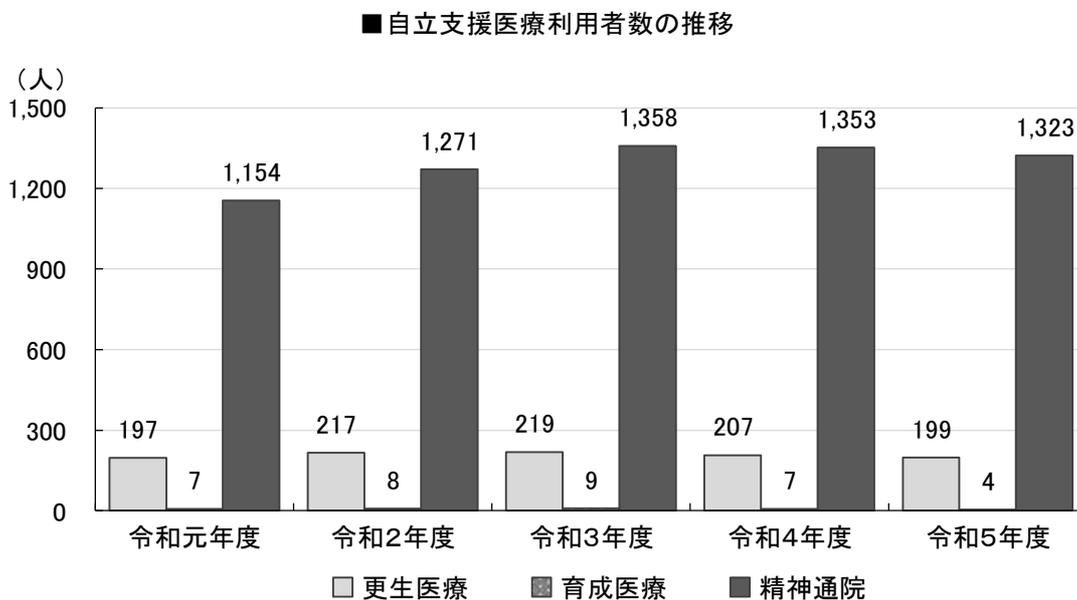
資料：福祉課（各年度4月1日）



資料：福祉課（各年度4月1日）

(5) 自立支援医療利用者数

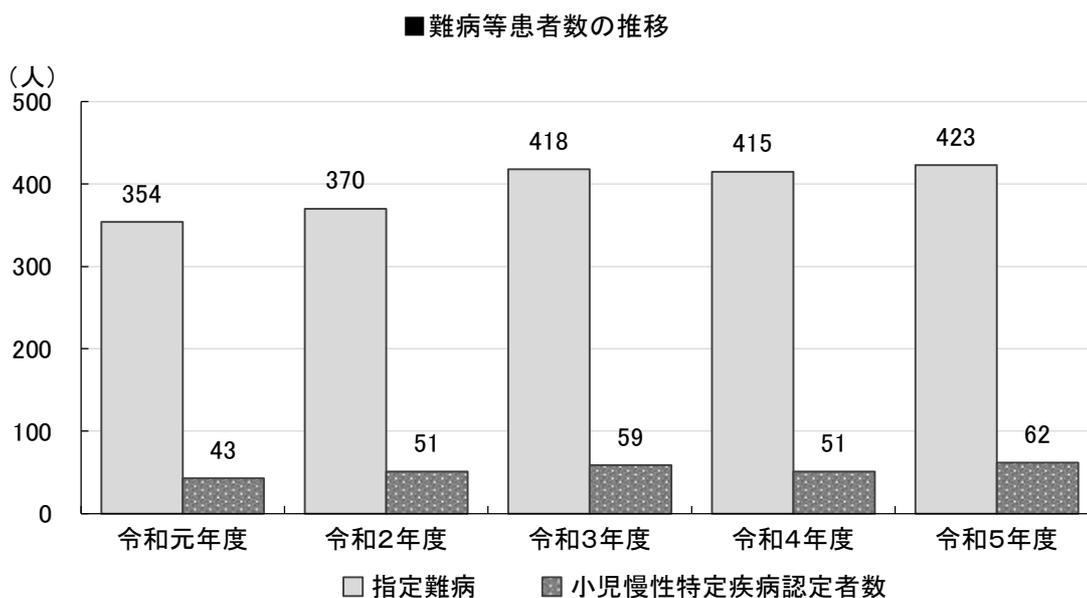
自立支援医療利用者数は、精神通院では増加傾向となっていました。令和3年度以降減少しています。また、更生医療は200人前後、育成医療は10人以下で推移しています。



資料：福祉課（各年度4月1日）

(6) 難病等患者数

指定難病は、難病法が施行された平成27年以降も対象疾患が拡大されており、令和3年11月時点で338疾患となっています。指定難病患者数は増加傾向にあり、小児慢性特定疾病認定者数は、年度によって数値が増減しています。



資料：衣浦東部保健所（各年度4月1日）

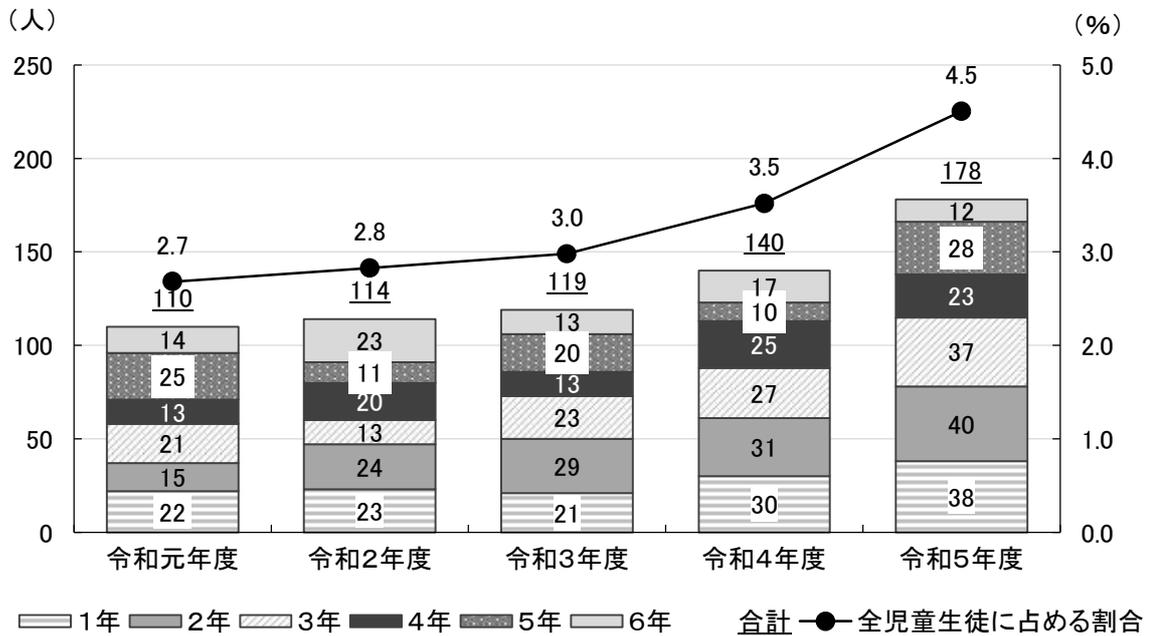
3 療育・就学等の状況

(1) 特別支援学級

特別支援学級（小学校）の児童生徒数は、年々増加しており、全児童生徒に占める割合も増加しています。

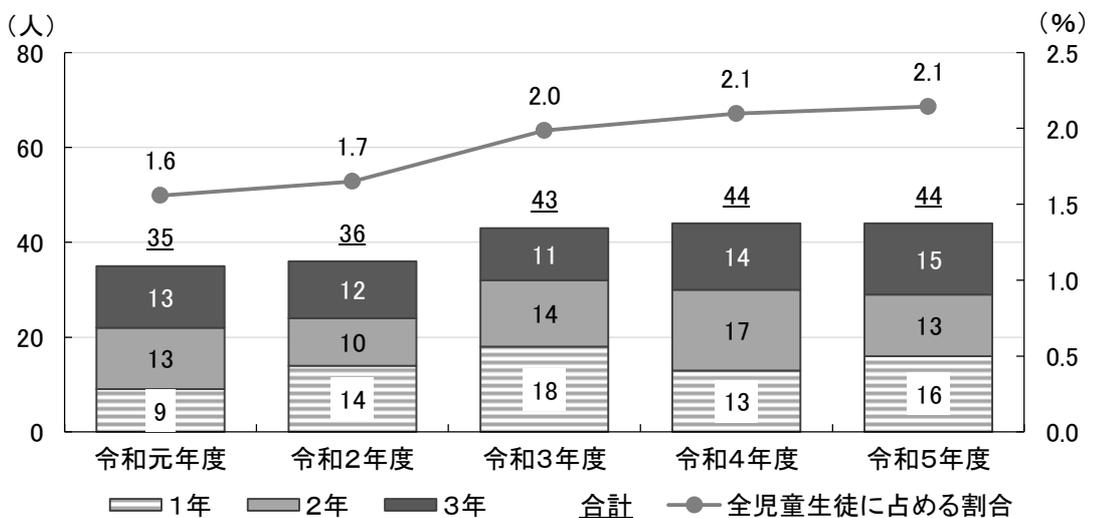
特別支援学級（中学校）の児童生徒数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、以降は横ばいで推移しています。全児童生徒に占める割合はゆるやかに増加しています。

■特別支援学級（小学校）の児童生徒数の推移



資料：教育委員会（各年度5月1日）

■特別支援学級（中学校）の児童生徒数の推移

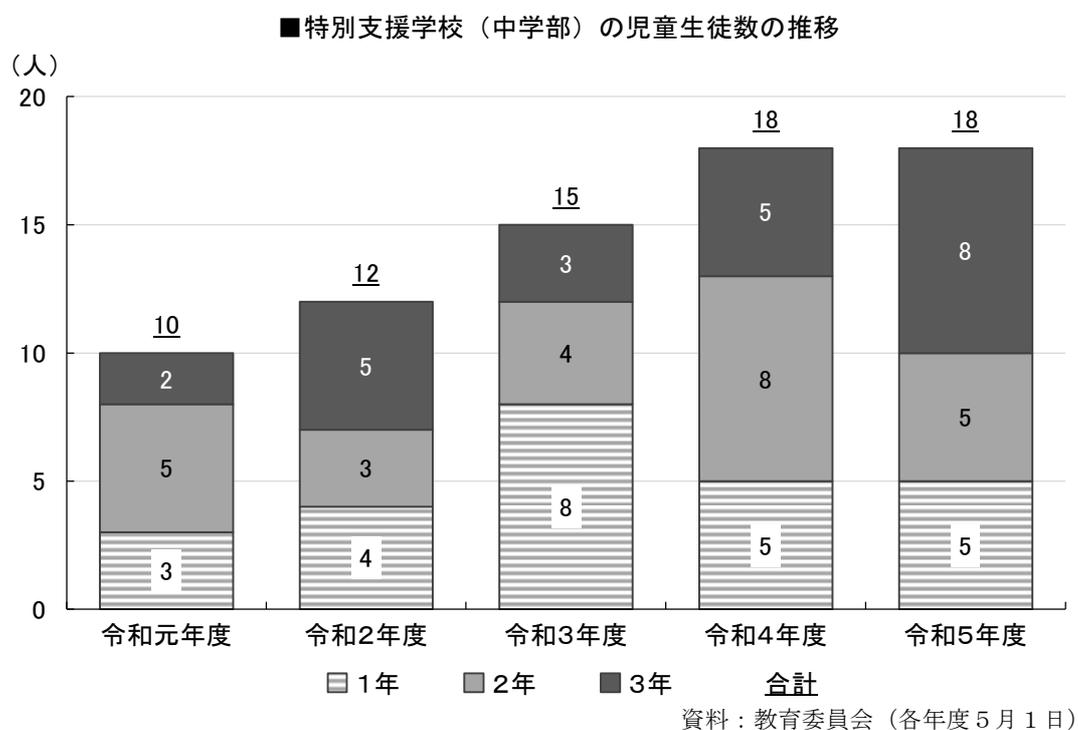
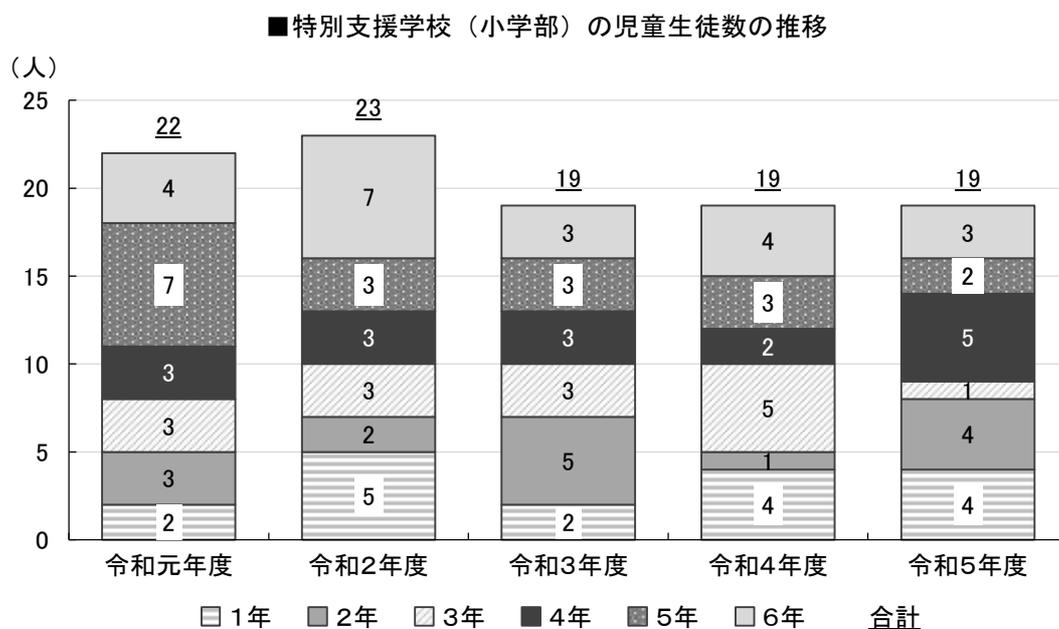


資料：教育委員会（各年度5月1日）

(2) 特別支援学校

特別支援学校（小学部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しており、20～25人程度で推移しています。

特別支援学校（中学部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しており、10～20人程度で推移しています。



4 前回計画の目標の達成状況

(1) 第6期障害福祉計画

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所からの地域生活移行者数は目標を達成していません。

項目	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
施設入所者	31人	35人
施設入所からの地域生活移行者数	4人	0人
施設入所者削減数	2人	2人（死亡による）

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の共同生活援助の利用者数については目標を達成しています。また、保健、医療、福祉関係者による協議の場についても年1回開催と、目標を達成しています。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	0人	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	0人	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	13人	16人	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回	年1回	
保健、医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数	保健	1人	1人
	福祉	10人	12人
	介護	1人	0人
	精神科医療	2人	2人
	精神科以外医療	1人	0人
	当事者	1人	0人
	家族等	1人	0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場の目標	精神障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進 あおみJセンターと連携した、家族懇談会の開催等の支援の充実	
	協議の場の評価回数	年1回	年1回

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討は年3回実施し、目標を達成しています。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	年3回

④福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等から一般就労への移行者数は目標を達成しています。その他の項目は目標を達成していません。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	8人	10人
就労移行支援事業からの移行者数	4人	5人
就労継続支援A型事業からの移行者数	3人	3人
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人	2人
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうちの就労定着支援事業利用者数	6人※	1人
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合	100%	0%

※令和5年度の障害福祉サービスから一般就労への移行者数が見込みを上回るときは、その70%以上の人数

⑤相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援は目標を達成しています。その他の項目は目標を達成していません。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年3回	年0回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回	年0回
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年2回	年1回

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

すべての項目において、目標を達成しています。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加	年1回	年3回
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数	年12回	年12回

⑦発達障害者等に対する支援

ピアサポーター及び、ペアレント・メンターの人数は、目標を達成しています。

ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の年間受講者数は目標を達成していません。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	8人	6人
ペアレント・メンターの人数	10人	10人
ピアサポーターの人数	11人	12人

(2) 第2期障害児福祉計画

①障害児支援の提供体制の整備等

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保については目標を達成していません。

区分	目標（令和5年度）	現状値（令和4年度）
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	市内に確保	設置無し
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	市内に確保	市内に2か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に確保	設置無し
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に確保	設置無し
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市において設置の継続	市で設置 (こども部会)
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	市内で2人を維持	市内に2人

5 障害福祉サービス等の提供状況

※令和5年度の実績については、8月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者等が在宅でより生活しやすくするためのサービスです。

居宅介護の利用者数が見込み量を上回っています。重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
居宅介護	人	92	101	93	107	94	93
	時間	2,477	2,651	2,503	2,437	2,530	2,632
重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	425	0	425	0	425	0
同行援護	人	8	7	9	6	10	5
	時間	56	44	63	38	70	40
行動援護	人	1	0	1	1	1	1
	時間	7	0	7	8	7	11
重度障害者等 包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	425	0	425	0	425	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者等の昼間の活動を支援するサービスです。

就労継続支援（B型）は利用延べ日数が見込量を上回っています。生活介護、就労継続支援（A型）、療養介護の利用延べ日数、短期入所（福祉型）は見込量を下回っています。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
生活介護	人	192	166	196	181	201	173
	日	3,782	3,291	3,861	3,297	3,960	3,369
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1	1
	日	23	0	23	0	23	17
自立訓練 (生活訓練)	人	2	3	3	5	4	1
	日	78	72	117	93	157	6
就労移行支援	人	19	20	23	21	28	25
	日	371	369	449	365	546	418
就労継続支援 (A型)	人	53	48	57	53	62	52
	日	1,052	946	1,132	1,036	1,231	1,017
就労継続支援 (B型)	人	131	137	144	143	158	159
	日	2,072	2,409	2,278	2,445	2,499	2,719
就労定着支援	人	10	10	12	13	15	9
療養介護	人	12	11	13	12	14	14
	日	360	342	390	374	420	416
短期入所 (福祉型)	人	76	35	84	41	92	59
	日	233	177	257	151	282	123
短期入所 (医療型)	人	1	1	1	1	1	2
	日	7	7	7	7	7	10

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設で住まいの場を提供するサービスです。

共同生活援助は利用延べ日数が見込量を上回っています。自立生活援助については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	51	51	56	58	61	61
	日	1,414	1,451	1,553	1,616	1,691	1,738
施設入所支援	人	33	33	32	35	31	35
	日	1,000	984	970	1,030	939	1,050

(4) 相談支援

相談支援サービスは、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

利用者数は、計画相談支援で見込量を下回っています。地域移行支援、地域定着支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
計画相談支援	人	70	67	80	70	91	77
地域移行支援	人	2	0	3	0	4	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	2	0

(5) 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業は、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供するサービスです。

放課後等デイサービスは利用者数が見込量を上回っています。医療型児童発達支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数、配置数)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
児童発達支援	人	110	103	147	82	197	72
	日	660	444	882	393	1,182	445
医療型 児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	日	10	0	10	0	10	0
放課後等 デイサービス	人	172	261	181	278	190	227
	日	1,515	1,402	1,591	1,606	1,670	1,819
保育所等訪問支 援	人	88	112	97	116	107	105
	日	88	102	97	117	107	106
居宅訪問型 児童発達支援	人	4	2	5	1	6	1
	日	20	10	25	7	30	3
障害児相談 支援	人	40	33	49	35	60	43
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人	2	2	2	2	2	2

(6) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業では、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

利用者数は、幼稚園で見込量を上回っています。

(単位：1年あたりの利用者数)

区分※1		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
保育所	人	111	87	111	81	111	99
幼稚園	人	62	68	62	71	62	66
認定こども園	人	15	10	15	12	15	19
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	82	80	82	98	82	129
にじの学園	人	25	17	25	16	25	7
早期療育親子支援事業（のんのん）	人	—	43	—	41	—	23
合計	人	295	305	295	319	295	343

※にじの学園、早期療育親子支援事業（のんのん）以外は、加配対象の利用者数

※令和5年度は7月時点の実績

(7) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により実施するサービスです。

移動支援事業は月あたりの利用時間数が見込み量を上回っています。訪問入浴サービス事業は月あたりの利用人数が見込み量を上回っています。

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
理解促進研修・啓発事業	か所	2	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	1	4	1	6	1
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置事業	人/年	11	5	12	7	13	4
手話通訳者派遣事業	人/年	8	22	11	12	15	9
要約筆記者派遣事業	人/年	1	0	1	0	1	0

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量	
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	12	8	14	7	17	5	
自立生活支援用具	12	5	13	9	14	10	
在宅療養等支援用具	12	13	14	17	16	10	
情報・意思疎通支援用具	8	1	10	4	10	2	
排泄管理支援用具	1,137	1,085	1,194	1,133	1,254	1,332	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	1	3	1	3	3	
手話奉仕員養成研修事業	人／年	18	4	20	6	22	8
移動支援事業	人／月	103	96	104	115	105	86
	時間／月	859	887	867	930	875	1,011
地域活動支援センター事業	人／年	16	14	16	14	16	12
	か所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人／月	7	13	8	12	9	10
	日／月	49	38	56	33	63	53
生活訓練等事業	人／年	6	5	6	4	6	4
日中一時支援事業	人／月	171	118	181	116	191	120
	日／月	352	197	372	193	393	237
巡回支援専門員整備事業							
巡回支援	回	100	34	100	33	100	6
支援者向け講習会	回	7	8	7	10	7	5
保護者向け講習会	回	8	13	8	11	8	1
発達相談	回	90	190	90	243	90	55
レクリエーション等活動等支援事業	人／年	124	85	126	81	128	81
芸術文化活動振興事業	人／年	73	41	73	49	73	55
声の広報発行事業	人／年	7	6	7	7	7	7
奉仕員養成研修事業	人／年	8	9	8	9	8	9
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業	人／年	7	6	7	3	7	4
補装具費給付事業	件／年	124	89	126	98	128	55

6 ヒアリング調査結果

障害福祉に関わる事業所、団体、学校等を対象に障害のある人やその保護者等を取り巻く現状や課題、今後の方向性について、「へきなん障害者ハーモニープラン（第7期碧南市障害福祉計画・第3期碧南市障害児福祉計画）」策定の基礎資料とするためにヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査時期	調査対象数		調査手法
碧南市内で活動する障害者福祉に関する事業所、団体等	令和5年5月	障害福祉サービス提供事業所	30 事業所	ヒアリングシートの直接配布、直接回収
		当事者団体	16 団体	

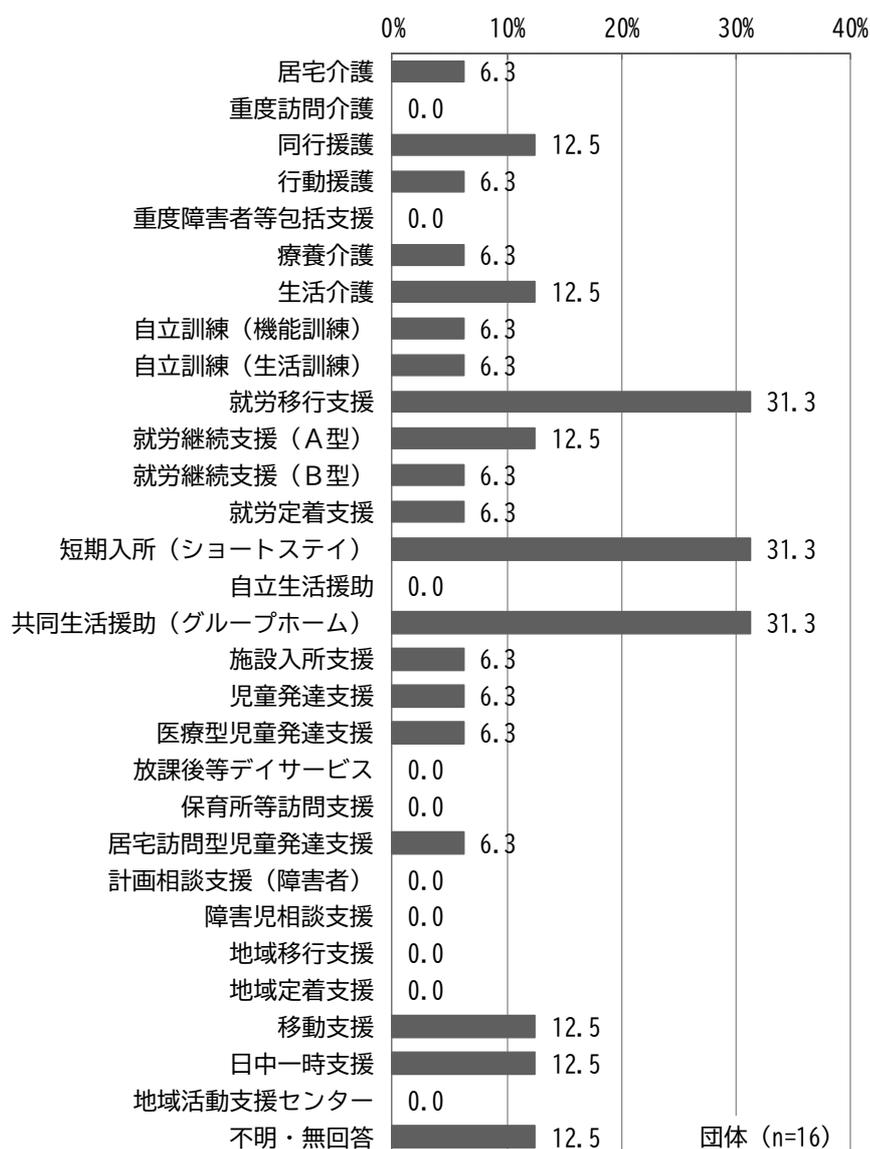
(1) 不足しているサービスや支援（事業所 ※記述回答）

碧南市全体で不足していると思われるサービスや支援は、グループホーム、障害児や保護者への支援、就労に関する支援が多くあげられています。

サービスや支援	件数	不足している理由または背景など（一部抜粋）
グループホーム	5	○重度の障害の方へ対してのグループホームが不足している。 ○夜勤帯に勤務する人員が不足している。
障害児や保護者への支援	4	○出生から就園前までの保護者への情報が不足し、頼れる場所が少ない。市、保健センターを含め、民間の事業所を巻き込みながらの連携が必要。 ○発達医や精神医が市内に少ないため、児童発達支援センターがほしい。
就労に関する支援	4	○一般就労に向けた支援をする事業所が不足している。 ○企業側へのアプローチ方法の未確立。 ○障害児が就労を考える時期になった時、就労支援へとつながるようなサービスや支援が少ない。
移動支援	2	○福祉有償運送が制度的に提供できる事業者が不足している。
相談支援	2	○相談支援事業所の相談員の方々の担当利用者が多い。個人の相談支援事業所が開設されると、もう少し分担できるのではないかと
その他	各1	○障害児を受け入れてくれるような習い事や余暇活動の提供。 ○身体介護や移動支援に対応できるヘルパーが少ない。原因は、新たな担い手がいない、高齢化と考えられる。 ○強度行動障害など、障害特性に関しての支援の専門性。原因は、学ぶ機会が少ない。業務に追われてしまい、スキルなど身に付ける余裕がない。 ○医療的ケア児に対応する通所施設の不足。 ○短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）について、職員の確保が難しい。

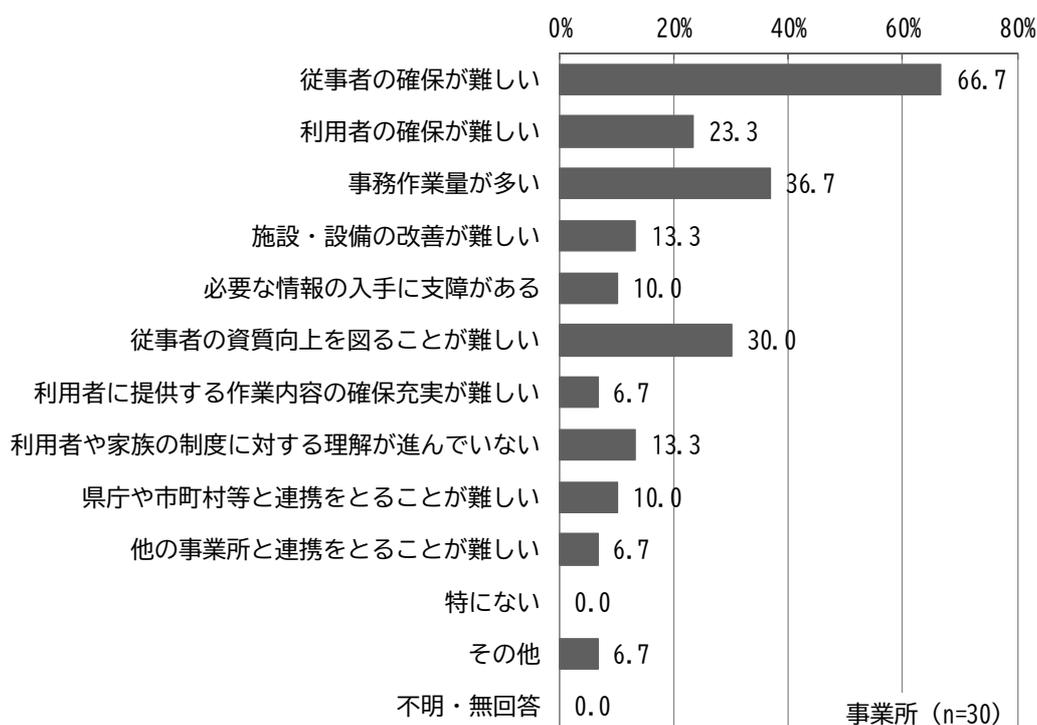
(2) 不足しているサービスや支援（団体）

碧南市全体で不足していると思われるサービスや支援は、「就労移行支援」「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」がそれぞれ31.3%と最も高くなっています。考えられる原因は該当のサービスを提供できる事業所や人材の不足が多くあげられています。



(3) 円滑な事業運営を進める上での問題（事業所）

円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることは、「従事者の確保が難しい」が66.7%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が36.7%、「従事者の資質向上を図ることが難しい」が30.0%となっています。現行計画から引き続き、人材の確保・育成が多くの事業所の課題となっています。



(4) 今後、新たに実施を予定しているサービス（事業所）

サービス名	予定する定員数	サービス提供開始時期
就労継続支援（A型）	未定	未定
就労継続支援（B型）	20人	2025年6月
共同生活援助（グループホーム）	5人	2023年11月
	20人	2023年12月
放課後等デイサービス	10人	2024年1月

第3章 成果目標の設定

1 国の成果指標

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮しつつ、数値目標を設定し、それらの達成を目指し、施策を推進します。

■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

※令和5年改正箇所は下線

番号	項目	内容
1-1	地域生活移行者数	・ <u>令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行</u>
1-2	施設入所者数	・ <u>令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減</u>
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</u> ・<u>精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定</u> ・<u>精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上</u>
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討</u> ・<u>強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める【新規】</u>
4-1	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上</u> ・<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</u>
4-2	就労移行支援における一般就労移行者数	・ <u>令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.31倍以上</u>

番号	項目	内容
4-3	就労継続支援 A型における一般就労移行者数	・令和8 (2026) 年度中の移行者数が、令和3 (2021) 年度実績の1.29倍以上
4-4	就労継続支援 B型における一般就労移行者数	・令和8 (2026) 年度中の移行者数が、令和3 (2021) 年度実績の1.28倍以上
4-5	就労定着支援事業の利用者数	・令和3 (2021) 年度実績の1.41倍以上
4-6	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着率が2割5分以上(利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業者の割合)
5-1	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	・令和8 (2026) 年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8 (2026) 年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築【新規】
5-2	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和8 (2026) 年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-3	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和8 (2026) 年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-4	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和8 (2026) 年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
5-5	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和8 (2026) 年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	・令和8 (2026) 年度末までに、市町村または圏域において、 <u>基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保</u> ・ <u>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</u>
7	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	・令和8 (2026) 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

2 本市の成果目標

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた成果目標について、本市の状況に応じた数値目標を以下の通り掲げます。

(1) 障害福祉計画の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者が、希望に応じて自宅やグループホーム等、地域で生活することができるよう、能力や適性に配慮して地域生活への移行支援を進めていく必要があります。本市の令和4年度時点の施設入所者数は35人となっています。施設入所からの地域生活移行者数を3人、施設入所者削減数を2人と設定します。

■国の基本指針

①施設入所からの地域生活移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②施設入所者削減数

令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

■本市の目標

項目	実績（令和4年度）	目標（令和8年度）
施設入所者	35人	31人
①施設入所からの地域生活移行者数		3人
②施設入所者削減数		2人

②地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や“親亡き後“を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた支援の拠点や支援体制です。

地域生活支援拠点等は市内で各機能を面的に整備し、1か所設置となっています。市内の障害福祉サービス等事業所から評価を受け、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を年3回実施することを設定します。

■国の基本指針

地域生活支援拠点の整備 令和8年度末までの間、各市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備【新規】 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする

■本市の目標

区分	実績（令和4年度）	目標（令和8年度）
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所
コーディネーターの配置数【新規】	1か所	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に に向けた検証及び検討の実施回数	年3回	年3回
強度行動障害を有する障害者への支援体制 の整備【新規】	無	有

③福祉施設から一般就労への移行等

障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が引き上げられる中、社会参加や自立支援の観点から、障害者の就労支援が重要となっています。就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていくことが求められます。

就労移行支援事業等から一般就労への一年間の移行者を26人（就労移行支援事業16人、就労継続支援A型事業6人、就労継続支援B型事業4人）、一般就労移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上、就労移行支援事業等から一般就労への移行後の移行者のうちの就労定着支援事業の一年間の利用者を9人、事業利用者のうち一年後における就労定着率が7割を超える事業所の割合を100%と設定します。

■国の基本指針

①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 就労移行支援事業等による一般就労への移行者数が令和3年度実績の1.28倍以上
ア就労移行支援事業からの移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
イ就労継続支援A型事業からの移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
ウ就労継続支援B型事業からの移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
エ就労移行支援事業所の割合【新規】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上
②就労定着支援事業利用者数 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上
③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の25%以上

■本市の目標

区分	実績（令和3年度）	目標（令和8年度）
①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	19人	26人
ア就労移行支援事業からの移行者数	12人	16人
イ就労継続支援A型事業からの移行者数	4人	6人
ウ就労継続支援B型事業からの移行者数	3人	4人
エ就労移行支援事業所の割合	63%	65%
②就労定着支援事業利用者数	6人	9人
③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	100%	100%

④相談支援体制の充実・強化等

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用やニーズへの対応を行う相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者は、障害者や家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関や関係機関との連携に努めることが求められます。

基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施することとします。

■国の基本指針

①基幹相談支援センターの設置

令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保

■本市の目標

区分	目標（令和8年度）
基幹相談支援センターの設置	有

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し多くの事業者が参入する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかを検証することが求められます。

障害福祉サービス等の質の確保のため、体制の充実を図ります。

■国の基本指針

①障害福祉サービス等の質の向上

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保

■本市の目標

区分	目標（令和8年度）
障害福祉サービス等の質の確保	確保

(2) 障害児福祉計画の成果目標

①障害児支援の提供体制の整備等

障害児への支援は、専門的な支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障害児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められます。

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に確保することとします。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、こども部会を位置づけ、引き続き市において設置します。医療的ケア児支援のためのコーディネーターは、市内に2人配置しているため、引き続き配置状態を確保することとします。

■国の基本指針

①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 令和8年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築【新規】
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
④重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和8年度末までに、市町村または圏域において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
⑥医療的ケア児当に関するコーディネーターの配置 令和8年度末までに、市町村または圏域において医療的ケア児当に関するコーディネーターを設置

■本市の目標

区分	目標（令和8年度）
①児童発達支援センターの設置	市内に確保
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築【新規】	市内に確保
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に確保
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に確保
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市で設置継続
⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	市内に2人を維持

第4章 活動指標の設定

1 障害福祉サービスの活動指標

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

【サービス内容】

日常生活を営むことが困難で支援が必要な障害者等にホームヘルパーを派遣し、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	101	107	93	100	102	104
時間	2,651	2,437	2,632	2,480	2,529	2,579
一人あたり平均時間数	26.2	22.8	28.3	24.8	24.8	24.8

② 重度訪問介護

【サービス内容】

常時介護を要する重度の肢体不自由者等に対して、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に援助します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	1	1	1
時間	0	0	0	425	425	425
平均時間数	0	0	0	425	425	425

③ 同行援護

【サービス内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	7	6	5	5	5	5
時間	44	38	40	32	32	32
平均時間数	6.3	6.3	8.0	6.4	6.4	6.4

④ 行動援護

【サービス内容】

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	1	1	1	1	1
時間	0	8	11	7	7	7
平均時間数	0	8.0	11.0	7.0	7.0	7.0

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス内容】

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	1	1	1
時間	0	0	0	425	425	425
平均時間数	0	0	0	425	425	425

現状と課題

サービスの利用者数は、全体的に横ばい傾向となっています。居宅介護については、需要は増加傾向ですが、サービス事業者とヘルパーが少ない現状があります。ヘルパーについては、朝夕と土日の勤務があるため、成り手が不足しています。行動援護については、専門的な技術の習得等が課題となっています。また、サービス提供中に支援員間での情報交換や支援員教育が可能な通所系サービスと異なり、訪問系サービスにおいては、サービス提供上の課題の把握や事業所ごとの課題解決に向けての支援員教育の機会が乏しいため、研修の実施が困難な状況となっています。

方針

利用者のニーズに応えるための提供体制の整備を図ります。障害特性により、対応に知識や経験が必要となる人への支援や、特に行動援護に要する専門的な技術などに関する研修の検討、実施及び事業所間での情報共有などの技術支援が可能となる体制の整備を図ります。また、障害福祉分野の多様な人材の確保及び就業者数の増加を図るために情報発信の方法や内容を検討します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス内容】

常時介護を要する障害者等に対して、入浴、排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	166	181	173	185	187	189
日	3,291	3,297	3,369	3,668	3,707	3,747
平均日数	19.8	18.2	19.4	19.8	19.8	19.8

② 自立訓練

【サービス内容】

病院を退院または特別支援学校を卒業した障害者等が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<自立訓練（機能訓練）>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	1	1	1	1
日	0	0	17	23	23	23
平均日数	0	0	17.0	23.0	23.0	23.0

<自立訓練（生活訓練）>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	3	5	1	3	3	3
日	72	93	6	65	65	65
平均日数	24.0	18.6	6.0	21.7	21.7	21.7

※自立訓練（生活訓練）には、宿泊型自立訓練も含まれ、利用者数は実人数、利用日数は延べ利用日数で算定

※宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言及びその他の必要な支援を行うサービスです。

③ 就労選択支援 【新規】

【サービス内容】

障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	-	-	-	-	1	1
日	-	-	-	-	5	5
平均日数	-	-	-	-	5.0	5.0

④ 就労移行支援

【サービス内容】

一般就労等が可能と見込まれる障害者等に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	20	21	25	25	27	29
日	369	365	418	442	477	513
平均日数	18.5	17.4	16.7	17.7	17.7	17.7

⑤ 就労継続支援

【サービス内容】

通常の事業所での雇用が困難な障害者等に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

< 就労継続支援（A型） >

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	48	53	52	59	62	65
日	946	1,036	1,017	1,179	1,239	1,299
平均日数	19.7	19.5	19.5	20.0	20.0	20.0

< 就労継続支援（B型） >

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	137	143	159	174	192	211
日	2,409	2,445	2,719	3,060	3,376	3,710
平均日数	17.6	17.1	17.1	17.6	17.6	17.6

⑥ 就労定着支援

【サービス内容】

就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者等に対し、就労の継続を図るために事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用者数 (人)	10	13	9	16	18	20

⑦ 療養介護

【サービス内容】

医療を要する常時介護が必要な障害者等に対し、医療機関において、機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	11	12	14	14	15	16

⑧ 短期入所

【サービス内容】

常時介護者が病気等の場合、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

<短期入所（福祉型）>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	35	41	59	45	45	45
日	177	151	123	151	151	151
平均日数	5.1	3.7	2.0	3.6	3.6	3.6

<短期入所（医療型）>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	1	1	2	3	3	3
日	7	7	10	24	24	24
平均日数	7.0	7.0	5.0	8.0	8.0	8.0

現状と課題

サービスの利用者数は、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護で増加傾向です。

生活介護や短期入所の事業所については、近隣市を含めても十分な事業所数や空き定員がなく、新規の利用開始や緊急時の利用が困難な状況となっています。

自立訓練等の提供する事業所が近隣市にほとんどないサービスについては、十分なサービス利用ができていない可能性があります。

また、医療的ケアを要する障害者等に対する生活介護及び短期入所を提供できる体制が整っていないことが課題となっています。

方針

特別支援学校等の卒業予定者数や卒業後の進路希望を把握するとともに、障害福祉サービス事業所説明会を実施するなど、地域で情報を共有し、卒業後の利用サービスの確保を支援します。

自立訓練は、サービス利用のニーズに応じて必要な支援体制を検討します。また、就労移行支援及び就労定着支援については、障害者の法定雇用率の上昇も踏まえ、雇用者や雇用支援者を対象とした、障害理解に関する講演、研修等を行い、障害者の就労機会の創出や継続雇用の促進を図ります。

医療的ケアを要する人や重症心身障害児者が安心して地域で生活できるよう、事業所での医療行為などの専門性の確保を推進し、地域における受け入れ体制の確保を目指します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービス内容】

共同生活援助や施設入所支援を受けていたまたは医療機関に入院していた障害者等に対し、居宅における自立した生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助

【サービス内容】

夜間や休日にグループホームにおいて、相談や日常生活上の援助または入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	51	58	61	64	67	70

③ 施設入所支援

【サービス内容】

在宅での生活が困難な障害者等に対し、障害者支援施設において、夜間や休日に、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言及びその他の必要な日常生活上の支援を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数)

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	33	35	35	34	33	32

現状と課題

サービスの利用者数は、共同生活援助で増加傾向です。

保護者などの介護者の高齢化により“親亡き後”の支援として、単独生活が困難と思われる障害者に対するグループホーム等の居住環境のニーズが高まっています。一方で、従業員の不足や、強度行動障害者や医療的ケア等を必要とする重度障害者の受け入れ可能な事業所が不足しているなど、提供体制の充実が課題としてあげられます。

方針

圏域内の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実や自立生活援助、地域移行支援の推進を図るとともに、居住系サービスの提供体制の整備を図ります。

共同生活援助の受け入れ体制の確保にあたっては、国庫補助を活用し、強度行動障害者や医療的ケア等を必要とする重度障害者の受け入れ可能なグループホームの設置を促進します。また、障害者等のニーズや事業所が求める支援を把握し、情報共有を進めるとともに、市と事業所間で連携し、市内で利用できる定員の拡充に向けた支援を推進します。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービス内容】

障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行いサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用人数 (人)	67	70	77	80	86	92

② 地域移行支援

【サービス内容】

障害者支援施設等に入所しているまたは医療機関に入院している障害者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

【サービス内容】

障害者支援施設等を退所、医療機関を退院または家族等の同居から一人暮らしに移行した障害者等であって、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

現状と課題

障害福祉サービスの利用者増加に伴い、計画相談支援の利用者が増加していますが、相談支援専門員の人数が確保できていません。加えて、地域での包括的な支援が必要とされ、各機関において提供されるサービスの調整も相談支援事業所に求められており、相談支援専門員の質及び人数を確保し、需要に応える相談支援の提供体制の整備が求められています。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となり得る長期入院者の定期的な状況の把握が病院外の関係機関においては困難であることや、医療機関においては、地域における福祉施策の体制状況の把握が困難であることなどから、サービスの提供実績がないのが課題となっています。

方針

地域における包括的な支援を行うために関係機関の連携及び支援を強化することで、相談支援専門員の負担軽減を図ります。

長期入院者の地域移行に関しては、医療機関と相談支援事業所との連携を図り、地域移行支援及び地域定着支援の対象者の把握や、地域移行後に継続的な相談支援の実施、医療機関との情報共有を行う等により、地域での定着支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言（件）	5	6	4	3	3	3
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	4	3	2	2	2	2
地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数（回）	16	13	14	14	14	14
個別事例の支援内容の検証実施回数（回） 【新規】	2	2	2	2	2	2
主任相談支援専門員の配置人数（人）【新規】	1	2	2	3	3	3

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

【活動指標】

区分	実績量			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	11	11	10	10	10	10
参加事業者・機関数	63	74	97	85	85	85
専門部会の設置数	5	5	5	5	5	5
専門部会実施回数（回）	11	11	10	10	10	10

現状と課題

基幹相談支援センターを碧南ふれあい相談支援事業所に設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談や関係機関との連絡調整を行っています。専門職の人材の確保、緊急対応の体制の充実が課題です。また、基幹相談支援センターの役割、業務内容が明確化されていないという課題もあります。

方針

基幹相談支援センターは地域の相談支援体制の構築に当たって、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」が主要な機能です。まずは、この2つの機能・役割を基幹相談支援センターの基軸に据え、「権利擁護・虐待の防止」や「地域移行・地域定着の促進の取組」との相乗効果を生み出していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加(回)	3	3	2	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(回)	12	12	8	12	12	12

現状と課題

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、自立支援協議会の事業所部会で事業所向けの研修を行っています。一方で、研修に参加させる人的余裕がない事業者もあり、人材不足が障害福祉サービス等の質の向上の阻む要因のひとつとなっています。

方針

障害福祉サービス等に係る各種研修を活用するとともに、情報共有を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

(7) 発達障害者等に対する支援

① パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENT・トレーニングやパARENT・プログラム等の支援プログラム等の年間受講者数(人)	8	18	14	8	8	8
パARENT・トレーニングやパARENT・プログラム等の支援プログラム等の実施者数(人) 【新規】	3	6	6	6	6	6
パARENT・メンターの人数(人)	10	10	10	10	10	10
ピアサポーターの人数(人)	14	14	12	11	11	11

現状と課題

発達障害者及び発達障害児の支援においては、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようパARENTプログラムやパARENTトレーニングなどの家族等に対する支援体制の充実が必要です。

方針

パARENTプログラムやパARENTトレーニングなどの受講機会の充実、また、パARENT・メンターやピアサポーターの支援を受けられる体制の充実を図ります。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数(人)	0	0	0	2	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数(人)	12	16	13	13	13	13
精神障害者の自立生活援助の利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数【新規】(人)	2	2	0	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
保健、医療(精神科・精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数(人)	保健	1	1	1	1	1
	福祉	12	12	12	10	10
	介護	0	0	0	1	1
	精神科医療	2	2	2	2	2
	精神科以外医療	0	0	0	1	1
	当事者	0	0	0	1	1
	家族等	0	0	0	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場の目標	精神障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実				
		個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進				
		あおみJセンターと連携した、家族懇談会の開催等の支援の充実				
	協議の場の評価回数	1	1	1	1	1

現状と課題

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らしていくためには、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築することが求められます。

方針

精神障害者サービスについては、地域移行のさらなる促進のため、地域移行支援体制を整備します。また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。協議の場については、地域生活支援部会を位置づけ、年1回の開催とし、関係者属性ごとの参加者数、目標を設定し、この協議の場について地域自立支援協議会にて評価していくこととします。

2 障害児通所支援事業等の活動指標

(1) 児童発達支援

【サービス内容】

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

<児童発達支援>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	103	82	72	85	85	85
日	444	393	445	425	425	425
平均日数	4.3	4.8	6.1	5.0	5.0	5.0

<医療型児童発達支援>

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	1	1	1
日	0	0	0	10	10	10
平均日数	0	0	0	10.0	10.0	10.0

(2) 放課後等デイサービス

【サービス内容】

就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	261	278	227	307	322	338
日	1,402	1,606	1,819	1,774	1,860	1,953
平均日数	5.4	5.8	8.0	5.8	5.8	5.8

(3) 保育所等訪問支援

【サービス内容】

保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	112	116	105	130	140	150
日	102	117	106	130	140	150
平均日数	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

(4) 居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】

障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	2	1	1	1	1	1
日	10	7	3	7	7	7
平均日数	5.0	7.0	3.0	7.0	7.0	7.0

(5) 障害児相談支援

【サービス内容】

障害児通所支援事業等を利用するすべての障害児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1月あたりの利用者数 (人)	33	35	43	45	47	49

(6) 子ども・子育て支援事業

【サービス内容】

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

【活動指標】

(単位: 1年あたりの利用者数)

区分※	実績値			見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
保育所 (人)	87	81	99	99	99	99
幼稚園 (人)	68	71	66	66	66	66
認定こども園 (人)	10	12	19	19	19	19
放課後児童健全育成事業 (人) (放課後児童クラブ)	80	98	129	129	129	129
にじの学園 (人)	17	16	7	16	16	16
早期療育親子支援事業 (の んのん) (人)	43	41	23	42	42	42
合計	305	319	343	371	371	371

※にじの学園、早期療育親子支援事業 (のんのん) 以外は、加配対象の利用者数

現状と課題

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用は年々増加しています。各サービス提供事業所の増加に伴い、各事業所にて行われる支援内容が多様化し、保護者の各サービスに求めるニーズも多様化してきています。そのため、各サービスの調整を図る相談支援専門員の需要が高まっており、計画相談支援と同様に支援体制の整備が課題となっています。

放課後等デイサービスについては、児童の育成について保護者が事業所に頼りきりになってしまうケースもあります。

また、医療的ケアを必要とする障害児に対するサービスは乏しく、医療的ケア児の受け入れが可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が市内にないことや、圏域においても限られていることが課題となっています。

方針

各事業所が提供するサービス内容を把握し、事業内容の適正さを確認するとともに各障害児の支援に適したサービス利用に適切かつ、円滑につながられるよう各事業所や障害児相談支援事業所と情報連携します。

保護者が子どもの特徴を早期に理解し、適切な関わり方を学ぶことで、放課後等デイサービスなどの事業所に頼りきりになることなく、将来の健全な生活につなげるため、保護者向けの講習会や発達相談、ペアレントトレーニングなど、家族等に対する支援の充実を図ります。また、にじの学園を含め、支援体制の充実に努めます。

医療的ケア児については、地域での生活における支援環境を整備するため、市内の実態把握を踏まえた整備方針等の協議を進め、コーディネーターを配置し個別の対応を含めた支援の充実を図ります。

重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスについて、医療的ケア児者検討会等でニーズを整理しながら必要な支援体制を検討します。

3 地域生活支援事業等の活動指標

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発事業を実施します。具体的には、障害福祉サービス事業所の通所者が日頃の成果発表及び地域交流できる場を創出する事業所に対する補助及びヘルプマーク・ヘルプカード配布事業を実施しています。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	2	2	2	2	2	2

(2) 自発的活動支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族による地域での自発的な活動を支援します。具体的には精神障害者の居場所提供事業の実施及び障害者等の保護者によるピアサポート事業を実施します。本市では、“ほっとまんま”のピアサポート活動支援事業及び精神障害者等の居場所支援事業である“ころころ”を実施しています。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	2	2	2	2	2	2

(3) 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、適切かつ円滑に実施されるよう、専門的知識を有する職員の配置をするなどの強化事業を、碧南市社会福祉協議会に委託し、実施しています。また、地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備についての協議の場として地域自立支援協議会を設置しています。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 (か所)	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等 機能強化事業(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター (か所)	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会 (か所)	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (実施有無)	無	無	無	無	無	無

※住宅入居等支援事業(居住サポート事業)…賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援するもので、障害者相談支援事業等で個別に対応しているため、単独実施としては無とする。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者に対する成年後見制度の申立手続の実施や成年後見制度の利用に経済的な支援が必要な障害者に対する登記手数料等の経費及び後見人等の報酬の助成を行います。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害者の権利擁護を図っていきます。具体的には、碧南市成年後見支援センターの運営を支援します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1

(6) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を支援します。具体的には、毎週金曜日午後2時から午後5時まで福祉課窓口到手話通訳者を設置し、市役所本庁舎内にて手話通訳をするとともに、手話通訳または要約筆記が必要な場合は手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの実利用者数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳設置事業 (人)	5	7	4	7	7	7
手話通訳者派遣事業 (人)	22	12	9	22	22	22
要約筆記者派遣事業 (人)	0	0	0	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付に係る費用の一部を支給します。

【活動指標】

(単位: 1年あたりの件数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具 (件)	8	7	5	7	7	7
②自立生活支援用具 (件)	5	9	10	9	9	9
③在宅療養等支援用 (件)	13	17	10	26	32	40
④情報・意思疎通支援用具 (件)	1	5	2	5	5	5
⑤排泄管理支援用具 (件)	1,085	1,133	1,332	1,222	1,252	1,282
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件)	1	1	3	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得できる研修を実施し、意思疎通を図ることに支障のある障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、碧南市心身障害者福祉センターにて講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの参加者数 (人)	4	6	8	7	8	9

(9) 移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	96	115	86	125	131	137
時間	887	930	1,011	1,116	1,170	1,223

(10) 地域活動支援センター事業

【サービス内容】

障害者等の創作的活動や生産活動の機会の確保、社会との交流の促進等を支援します。本市には、あおみJセンター（碧南高浜地域活動支援センター）が設置されており、その他利用協定を締結している近隣他市の地域活動支援センターを利用している人もいます。

【活動指標】

(単位: 1年あたりの利用者数、か所数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	14	14	12	14	14	14
か所	1	1	1	1	1	1

(11) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	13	12	10	14	16	18
日	38	33	53	67	79	89

(12) 生活訓練等事業

【サービス内容】

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を実施するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による講習や個別訪問を行う機能訓練教室を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	5	4	4	6	6	6

(13) 日中一時支援事業

【サービス内容】

障害者支援施設などで障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

【活動指標】

(単位: 1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	118	116	120	120	122	124
日	197	193	237	205	210	215

(14) 巡回支援専門員整備事業

【サービス内容】

保育所や学校等に巡回支援等を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を進め、発達障害児等の福祉の向上を図ります。具体的には、巡回支援専門員等による施設等の巡回支援、支援者向けの講習会、保護者向けの講習会や発達相談を実施します。

【活動指標】

(単位: 1年あたりの実施回数)

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援(回)	34	33	6	35	35	35
支援者向け講習会(回)	8	10	5	10	10	10
保護者向け講習会(回)	13	11	1	12	12	12
発達相談(回)	190	243	55	250	250	250

(15) レクリエーション等活動等支援事業

【サービス内容】

障害者スポーツの普及、レクリエーションを通じて障害者等の社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	85	81	81	85	85	85

(16) 芸術文化活動振興事業

【サービス内容】

障害者等の芸術文化活動を振興し、社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	41	49	55	70	70	70

(17) 声の広報発行事業

【サービス内容】

文字による情報入手が困難な障害者に対し、広報へきなんをテープに録音し、配布します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	6	7	7	7	7	7

(18) 奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成するための講座を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	9	9	9	9	9	9

(19) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業

【サービス内容】

碧南市単独での事業実施が困難な手話通訳者養成講座を、平成28年度から碧南市と高浜市で共同実施により開催しています。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの利用者数 (人)	6	3	4	7	7	7

(20) 補装具費給付事業

【サービス内容】

障害者等の身体機能を補うように製作された補装具の交付等に係る費用の一部を給付します。

【活動指標】

区分	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1年あたりの件数 (件)	89	98	55	100	105	110

現状と課題

日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業は、利用者数や利用件数が増加しています。

成年後見制度利用支援事業は、高齢化に伴い必要性は高まっている一方で、利用実績は低くとどまっています。制度の周知は進んでいるものの申請手続きの煩雑さから申請を先延ばされるなど、利用に至っていないことも考えられます。日常生活用具の一部の品目、手話通訳者派遣事業などについては、利用を必要とする障害者等の特定が難しいものの、手帳の障害種別や年齢別の所持者数を踏まえると、利用実績は低調となっており、制度自体の周知不足から利用に至っていないことも想定されます。

児童の育成に関しては、家庭や保育所など多く生活場面でサポートが必要です。そのため、保護者のサポートや支援者の支援力の向上が必要です。

方針

継続的な実施となっている事業については、実情や利用者の状況に合わせて、関係機関や事業者と連携し、各事業の柔軟な提供体制の確保を図ります。

成年後見制度利用支援事業の利用に至っていない障害者が適切に制度を利用できるよう、市広報やインターネットを活用した広報活動や、碧南市成年後見支援センターなどの関係機関との連携、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体への制度説明など、情報収集できる機会を増やす方策を検討します。

児童の育成に関しては、巡回支援等を実施し、支援者の専門的な技術を向上させるとともに支援者向け講習会を実施する等支援者全体の技術の底上げを目指していきます。また、保護者向けの講習会や相談の充実も図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画が障害者やその家族にとって意義のあるものとなるよう、施策の推進に当たっては当事者の視点に立ち、支援等を行います。

また、様々な障害福祉施策を総合的に推進できるよう、庁内の関係各課や、地域、当事者団体、事業所等の関係機関と連携し、事業を展開します。専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合は、近隣自治体や県との情報交換及び連携を行い、対応を図ります。

さらに、各施策を円滑に進めていくには市民や地域の障害に対する適切な理解が不可欠であるため、広報へきなんやホームページをはじめ、多様な手段で広報・啓発を行います。

2 計画の進捗管理

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量、令和8年度末の目標値の達成状況について評価・見直しを行います。評価・見直しは、“PDCAサイクル“(計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act))に基づき行います。その結果に基づき、必要に応じて本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。

なお、本計画の達成状況の点検及び評価については、地域自立支援協議会が中心となり、役割を担います。

資料編

1 碧南市地域自立支援協議会 委員名簿

	役職名	委員氏名	団 体 名
1	会長	杉浦 浩二	碧南市社会福祉協議会
2	職務代理	三浦 志朗	碧南市手をつなぐ育成会
3	委員	青木 聖久	日本福祉大学教授
4	委員	鈴木 たか子	碧南市身体障害者福祉協会
5	委員	☐→ 和弘	碧南市民生委員児童委員協議会
6	委員	水野 啓章	NPO法人ハートフルあおみ(あおみJセンター所長)
7	委員	永田 吉則	刈谷公共職業安定所碧南出張所
8	委員	西出 素子	愛知県衣浦東部保健所
9	委員	瀬戸 奈都生	愛知県刈谷児童相談センター
10	委員	早川 浩史	愛知県立にしお特別支援学校
11	委員	杉浦 道文	碧南市小中学校校長会
12	委員	鈴木 由記	親子の会「カラフル」
13	委員	永井 美幸	身体に障害のある子の親子の会「すまいる」
14	委員	杉浦 有美	ほっとまんまピアサポーター
15	委員	山本 直仁	碧南商工会議所
16	委員	永坂 隼男	碧南市農業委員会
17	委員	杉浦 信秀	スギ製菓株式会社
18	委員	川村 顕治	西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる
19	委員	水野 美香	刈谷病院
20	委員	高松 有美	サンフレア
21	委員	中根 祐子	就労センターオアシス碧南
22	委員	浅野 将克	ふれあい支援センター
23	委員	森脇 友理	ARTIST JAPAN
24	委員	小嶋 康文	シーずん
	圏域アドバイザー	大南 友幸	子どもと福祉の相談センター ひかりのかけ橋

2 碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成 19 年 7 月 2 日
碧南市公告第 1 3 1 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第 6 条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

3 ヘキなん障害者ハーモニープラン策定の経緯

実施日	内容
令和5年5月8日（月）から 令和5年5月22日（月）まで	ヒアリング調査
令和5年7月7日（金）	第1回碧南市地域自立支援協議会
令和5年9月1日（金）	第2回碧南市地域自立支援協議会
令和5年10月20日（金）	第3回碧南市地域自立支援協議会
令和5年12月14日（木）	福祉健康部会（市議会）報告
令和5年12月15日（金）から 令和6年1月15日（月）まで	パブリックコメント募集
令和6年2月28日（水）	第4回碧南市地域自立支援協議会

4 用語解説

あ行

医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。
SDGs (エスディージーズ)	平成 27 年の国連サミットで採択された [持続可能な開発のための 2030 アジェンダ] にて記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が定められ、地球上の誰一人取り残さないことを目指す。

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行う。
------------	--

さ行

児童発達支援センター	児童発達支援を行う事業所のうち、一定の基準を満たす事業所に対し認可されるもの。障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や、地域における中核的機能を持つ障害児の支援施設として位置づけられ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが求められる。
重症心身障害児(者)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)。
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関。国と都道府県から事業を委託された法人が運営し、一般企業で働きたい障害者等や、障害者の雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている企業への相談・支援を行う。

た行

地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や“親亡き後“を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を備えた支援の拠点や支援体制。
-----------	---

地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのこと。
------------	--

は行

パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等から意見や情報などを募集するもの。
ピアサポーター	障害者やその家族などが、自らの立場や経験を活かし、同じ境遇にいる障害者その家族の仲間（ピア）のために支援やサービスを提供する人。
ピアサポート	同じような立場や境遇、経験等をもつ人同士（ピア）の支え合い。障害領域においては、障害者やその家族などが、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支え合うこと。
ペアレント・トレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進を目指す、家族支援のアプローチの一つ。
ペアレント・プログラム	子どもや自分自身について“行動“で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。[行動で考える]、[叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを]ほめて対応する]、[孤立している保護者が仲間を見つける]という3つの目標に向けて取り組む。
ペアレント・メンター	メンターとは、[信頼のおける仲間]を表す。発達障害等の子どもを育てた保護者が、一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。
へきなん健康づくり21プラン	[健康増進法]に基づく[市町村健康増進計画]。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現することを目的に、健康づくりに関する施策を示している。
碧南市高齢者ほっとプラン	[老人福祉法]に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める[市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）]と、[介護保険法]に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。
碧南市子ども・子育て支援事業計画	[子ども・子育て支援法]に基づく[市町村子ども・子育て支援事業計画]。教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、[子ども・子育て支援法]に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めている。
へきなん自殺対策計画	[自殺対策基本法]に基づく[市町村自殺対策計画]。市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための施策を示している。

碧南市総合計画	市の最上位計画であり、めざすまちの姿、まちづくりの目標、まちづくり戦略、分野別の基本施策を示している。
へきなん地域福祉 ハッピープラン	〔社会福祉法〕に基づき、地域福祉を推進していくための”理念”や”仕組み”を定めた、地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示す〔市町村地域福祉計画〕と、社会福祉協議会が呼びかけて住民や地域の活動者、事業所等と協働して、地域福祉の推進を目的に民間の活動・行動計画を定めた〔地域福祉活動計画〕を一体的に策定した計画。
ヘルプカード	自身の状況等を記載し、緊急時や災害時などに見せることで、必要な支援や困りごとを自ら伝えることが苦手な障害者などが周囲の人に助けを求めやすくするために使うカード。
ヘルプマーク	障害があることなどが外見からは分からない人が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。

議題（２）各作業部会の取組状況について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和５年度検討事項

ア 課題

地域生活支援拠点の「体験の機会・場」の機能評価結果が最も低い。

イ 目標

地域生活支援拠点の機能評価の継続及び機能の充実のための検討を実施。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア ６月12日（月）、９月25日（月）に部会を開催し、次の内容を検討。

(ア) 地域生活支援拠点における「体験の機会・場」の充実について検討し、第1回では、支援者が利用者に「体験の機会・場」の情報を届けるため、宿泊体験ができる建物の見学やリーフレットの作成を意見としてまとめた。

そのため第2回では、宿泊体験ができる建物の設備について写真で共有し、利用対象者について検討。その結果、まずは自立度の高い人を対象とする方針とした。また、周知のためのリーフレットの素案について意見交換をし、次回の部会で確定する予定。

(イ) 障害福祉サービス事業所説明会を7月8日（土）に開催し、将来の進路や生活の参考となるよう努めた。開催結果を第2回の部会で共有し、来年度の企画に反映する方針とした。

(ウ) サービス管理責任者研修に関するファシリテーターの体制について検討し、来年度以降対応できるファシリテーターを増やす方針とした。

イ 地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成のため、次の取組みを実施。

(ア) 7月11日（火）に「自分の取説、支援に活かそう！」と題して、経験年数の少ない職員を対象に自己覚知のための研修を実施。

(イ) 10月16日（月）に「親切的な虐待していませんか？」と題して、権利擁護・虐待防止セミナーを開催。各事業所における虐待防止のための研修として活用できるように実施。

(4) 今後の予定

第3回の部会を11月20日(月)に開催し、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」の充実に関し、利用対象者を客観的に確認できる仕組みの検討及び周知のためのリーフレットの作成について検討。

地域生活支援拠点の機能の評価を実施し、今後の検討課題を確認。

専門的人材育成のため、12月に中堅職員を対象としたセミナーを開催。

2 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市(学校教育課及び商工課)

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進が必要。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などが必要。

(ウ) 学生から社会人になり、進路のミスマッチのような状態が生じることもある。

(エ) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限定的。

イ 目標

(ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。

(ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。

(エ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

将来の進路や生活の参考となるよう、障害福祉サービス事業所説明会を7月8日(土)に開催。

(4) 今後の予定

11月17日(金)に就労支援部会を開催。課題、目標に対して検討を進めていく。

3 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要

(イ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実

(ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

(ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実

(イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施

(ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催

(エ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 情報共有のため、5月29日（月）にこども部会に参加する支援機関等の全員を含めた会議を開催し、関係者の顔合わせと前年度の検討内容の報告、当年度の予定などを確認した。

イ 10月18日（水）に児童通所支援事業所検討会を開催。新たに参加された事業所の支援内容や特色等を共有。事業所より、本人支援で困難なケースについて事例検討を行い支援方法等を検討した。

ウ 保護者支援

「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば）」を月1回開催（ほっとまんまカフェは8月除く、ほっとまんま相談コーナーは5月、8月、1月を除く）。

今年度は、ほっとまんま・カフェにより多くの人が参加できるよう、6月は土曜日に開催。

ピアサポーターによる出張相談を9月12日（火）、14日（木）ににじの学園で実施。

エ サポートシートについて、4月の小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者会、4月の公私立主任会で活用について周知した。

(4) 今後の予定

令和5年12月頃に医療的ケア児者検討会を開催予定。また、令和6年1月にサポートブック説明会をにじの学園で開催予定。

4 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考えることが必要。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進が必要。

イ 目標

(ア) 防災に関して、当事者・家族が関われる機会が設けられるよう検討。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進等について検討。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

7月10日（月）に部会を開催。防災に関する当事者・家族が関われる機会について、碧南市総合防災訓練・棚尾自主防災会・みどり会勉強会の情報を共有。

当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考える機会について意見交換。被災時の障害者支援を検討している地域の方たちと協議する場をつくっていけるといい等意見があり、コアメンバー会議で検討する方針とした。

9月4日（月）にコアメンバー会議を開催。第1回の部会を振り返り、今後予定されている訓練等への参加について検討。医療的ケア児の避難訓練について、他市の取り組みを共有し、碧南市の福祉避難所の現状を確認。地域住民へ要配慮者の理解促進につながる情報を発信する必要性を確認。

(4) 今後の予定

ア 避難訓練や防災に関する勉強会について有志で参加し、部会にて共有していく。

課題、目標に対して検討を進めていく。

イ 地域住民へ障害理解のための発信方法を検討していく。

5 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要

(イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足

(ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

(ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援部会にて検討

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催

(エ) ころころの運営を継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 個別ケースを通じて、行政機関や医療機関との連携を図り、退院調整や退院後の安定した生活に向けて支援の検討。

イ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催

ウ ころころの運営を継続

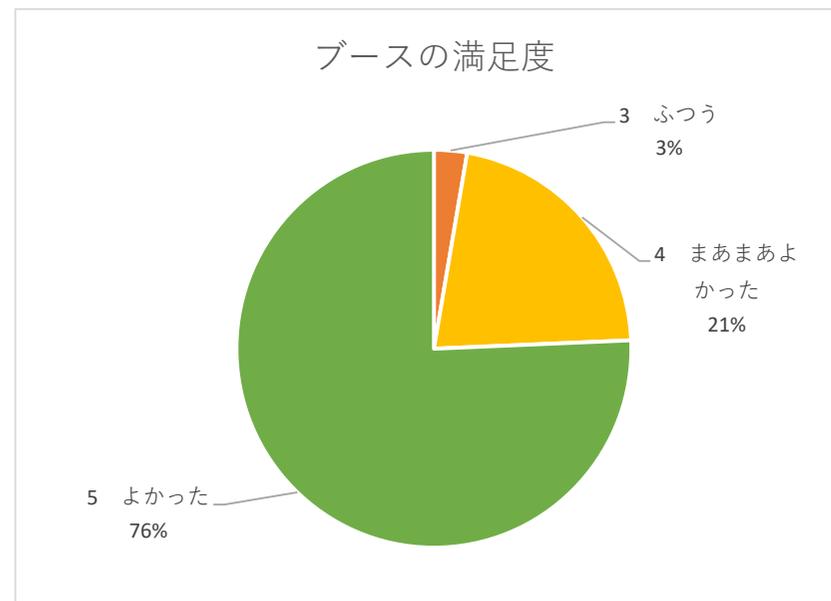
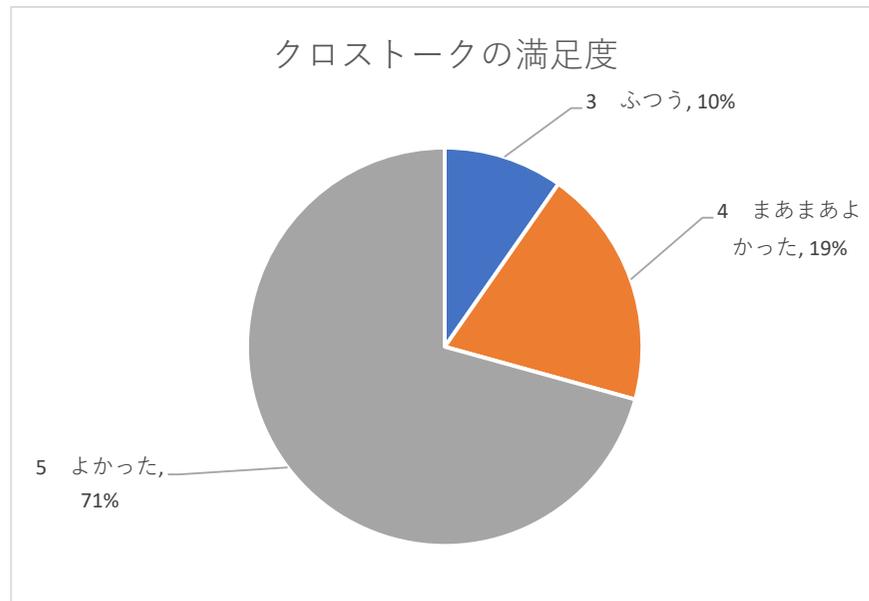
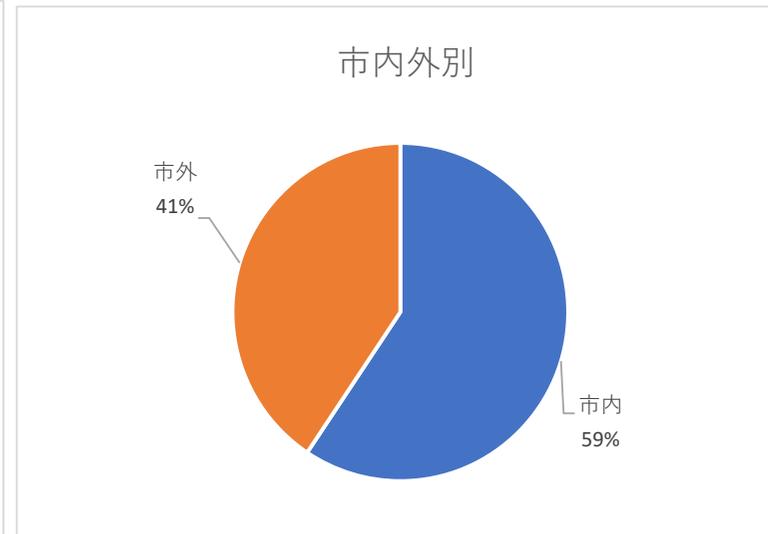
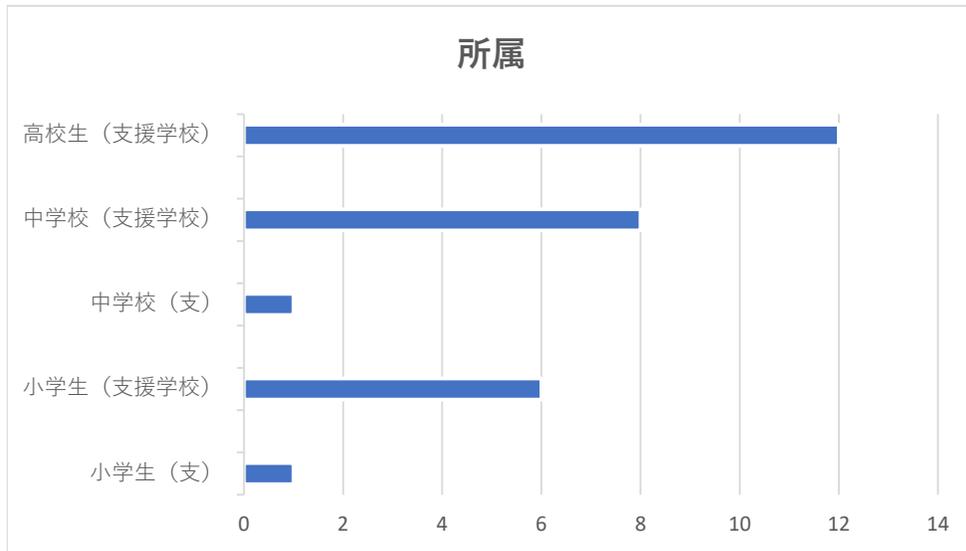
(4) 今後の予定

ア 11月8日（水）に部会を開催。

イ 行政機関や医療機関と連携を図りながら、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進

- ウ あおみ Jセンターと連携した家族懇談会の充実
- エ ころころの運営を継続

令和5年度 障害福祉サービス事業所説明会 参加者アンケート結果



権利擁護・虐待防止セミナー
(令和5年度 基幹相談支援センター主催研修  コース)

もしかしたらわたしも...?

親切な虐待

していませんか？

～それって、本当にその人（子）の「思い」？～

-  日時 令和5年10月16日（月）
10:15～11:45
-  場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム
-  対象 市内事業所で勤務する職員の方
(経験年数不問)

幼少期からの育ちを大切に、意思決定支援の
プロセスや支援現場の「あるある」に触れながら
皆さんで日々の対応を振り返りましょう！
義務化された「虐待防止のための研修」としてご活用ください。

講師：社会福祉法人観寿々会 施設長 橋口 磨理子氏

お申し込み・お問い合わせ

碧南市社会福祉協議会 担当：古川・坪井

46-3701もしくは soudanshien@hekinan-shakyo.jp まで

申し込み締切：10月10日（火）まで